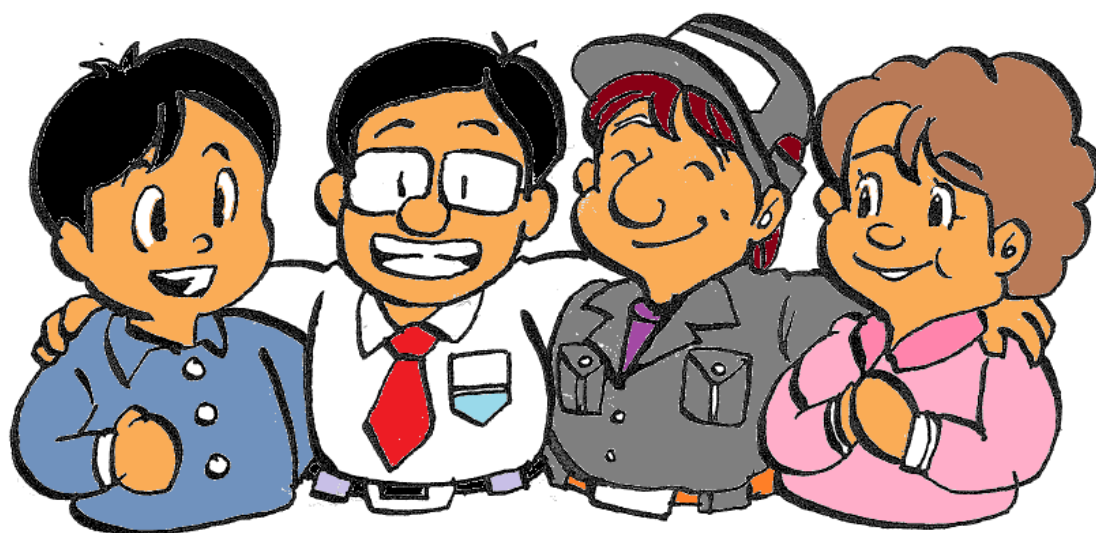


市民協働の手引き

～「思いやり」のまちづくりを目指して～



岡 崎 市

はじめに

今後の公共サービスのあり方としては、市民協働を推進することにより、地域社会における必要な施策、活動、各種事業などの取組に市民の声を届かせることが必要であり、市民・市民活動団体（地縁型市民活動団体、テーマ型市民活動団体）・事業者・市が対等な立場で助け合い、支え合い、分かち合いの相互の関係を持ち、それぞれが自立していかなければなりません。市民協働の根本にあるのは、お互いの立場を尊重する思いやりであり、思いやりを持った、やさしさを感じる社会を築き、真に豊かで暮らしやすい、市民が主体のまちを育てることが必要です。市民協働の推進は、お互いが思いやりを持つことにより、各主体だけでは成し得ない創造的状況を期待するものです。

本市では、平成 27 年 3 月に第 2 期岡崎市市民協働推進計画（計画期間：平成 27 年度～平成 32 年度）を定め、市民協働を推進していくために、様々な施策を行っています。第 2 期市民協働推進計画では、計画期間を市民協働の「自立期」と定め、市民協働の担い手である各主体が、自立した協働社会を構築し、豊かで市民力を生かした地域社会の実現をめざし、互いに依存することなく、それぞれが公共サービスの担い手として自立し、市民協働のパートナーとして事業を行うことにより、高い相乗効果を期待しています。

また、平成 23 年度から地域活動支援に取り組んでおり、市民協働の推進により、様々な主体の連携が促進され、これまで地域や町内会だけでは解決が困難であった地域課題を解決したり、地域コミュニティの活性化を図ることにつながっています。

今回、岡崎市市民協働推進委員会で検討を重ね、市職員だけではなく市民協働の担い手であります、市民・市民活動団体（地縁型市民活動団体、テーマ型市民活動団体）・事業者の皆様にもご利用いただけますよう、市民協働の理念や進め方を紹介する「市民協働の手引き」について作成しました。

市民協働の場において、問題解決の一助となり、新たな連携が生まれたり、協働事業のヒントとなるなど、この手引きが活用されていくことを期待しています。



目 次

第 1 章 市民協働の基本的な考え方 - 1 -

1	協働とは	- 1 -
(1)	市民協働等の定義	- 1 -
(2)	市民協働の理念	- 2 -
2	協働が求められる背景	- 3 -
(1)	社会的環境について	- 3 -
(2)	町内会活動について	- 4 -
3	協働の範囲	- 4 -
4	協働に適した事業	- 5 -
(1)	市民参加の促進が必要な事業	- 5 -
(2)	迅速性や機動性が要求される事業	- 5 -
(3)	先駆性や専門性が求められる事業	- 5 -
(4)	地域社会との連携が必要な事業	- 5 -
(5)	市民の多様なニーズにより柔軟な対応が求められる事業	- 5 -
5	協働の原則	- 6 -
(1)	市民活動団体等と市共通の姿勢	- 6 -
(2)	市の姿勢	- 7 -
(3)	市民活動団体等の姿勢	- 7 -
6	協働相手の特性	- 8 -
(1)	市民活動団体	- 8 -
(2)	事業者	- 8 -
(3)	市	- 8 -
7	本市の政策上の「協働」の位置付け	- 10 -

第 2 章 協働事業の進め方 - 11 -

1	基本的な事業の流れ	- 11 -
2	各段階での流れ	- 12 -
(1)	計画(Plan)	- 12 -
(2)	実施(Do)	- 20 -
(3)	評価(Check)	- 21 -
(4)	改善(Action)	- 22 -

資料 - 23 -

1	市民協働、市民活動団体、市民活動に関する情報収集	- 23 -
2	本市における協働への取り組み実績	- 24 -
3	ワークショップの手法紹介	- 26 -
4	協働事業推進施策	- 27 -
	(1) 岡崎市民公益活動事業費補助金（所管：市民協働推進課）	- 27 -
	(2) 岡崎市市民協働事業（所管：市民協働推進課）	- 28 -
5	市民活動団体への委託の進め方	- 37 -
	(1) 実施手順・方法	- 37 -
	(2) 評価・改善	- 39 -
6	岡崎市市民協働推進条例	- 40 -
	参考文献	- 44 -

【市民協働の手引きの構成】

第1章 P.1～

～ 市民協働の基本的な考え方 ～

市民協働の定義や理念、求められる背景、協働に適した事業、協働の原則、協働相手の特性など、市民協働の基本的な考え方が記載されています。

第2章 P.11～

～ 協働事業の進め方 ～

市民協働を行う際のPDCA各段階での留意点、市民協働の各形態、協働相手の選定方法などが記載されています。

市民協働を計画・実施する際や、進め方を理解するための参考としてください。

資料 P.23～

～ 資料 ～

市民協働の情報収集のためのホームページ集、本市の市民協働の推進施策、市民活動団体への委託の進め方などを記載しています。市民協働の更なる理解のための参考としてください。

第 1 章 市民協働の基本的な考え方

1 協働とは

(1) 市民協働等の定義

本市では、平成 21 年 3 月に市民協働推進条例を制定し、そこでは「市民協働」、「市民活動」、「市民活動団体」及び「事業者」について、以下のとおり定義しています。

● 市民協働

市民、市民活動団体、事業者及び市が対等の立場で相互の関係を持ち、地域における公共的活動について、各主体だけでは成し得ない創造的状況が生まれること

● 市民活動

不特定多数のものの利益の増進に寄与する活動または良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、営利・宗教・政治・選挙活動でないもの

● 市民活動団体

市民活動を行うことを主たる目的とする団体

● （地縁型市民活動団体）

町内会、学区社会教育委員会、学区福祉委員会、学区女性団体、子ども会、老人会などの地域で活動する団体

● （テーマ型市民活動団体）

NPO または NPO 法人などの福祉や環境、教育など特定の目的を共有し、その実現を目指して活動する団体

● 事業者

営利を目的とする事業を行う個人または法人

(2) 市民協働の理念

市民協働推進条例では市民協働の理念を前文に記載し、その理念に基づき、岡崎市市民協働推進計画を策定し市民協働を推進しています。

[条例の前文（要旨）]

- 従来の行政手法の継続では、地域社会の変化、多様化した価値観やニーズに対応した公共サービスの提供が難しくなっています。また同時に、市民への説明責任や市民満足度の向上を果たすことが求められています。
- 今後の公共サービスのあり方としては、市民協働の推進により、本市の施策、活動、各種事業などの取り組みに市民の声を届かせることが必要であり、市民・市民活動団体・事業者・市が対等な立場で助け合い、支え合い、分かち合いの相互の関係を持ち、それぞれが自立していかなければなりません。
- 市民協働の根本にあるのは、お互いの立場を尊重する思いやりです。
- 市民協働の推進は、各主体だけでは成し得ない創造的状況を期待するものです。
- 市民に愛される地域社会を持続し、発展させ、真に豊かで暮らしやすい、市民が主体のまちを育てます。

手引きの解説

本市では、市民協働推進条例及び第２期市民協働推進計画において、市民協働の担い手を市民、市民活動団体、事業者及び市としており、市民協働を行う各主体の組み合わせには複数の場合が考えられます。

相互に関係を持ち合う各主体によって、協働の進め方などでそれぞれの特性も想定されますが、この手引きでは、各主体と市が市民協働を進めるうえで共通する一般的な内容をまとめています。

2 協働が求められる背景

(1) 社会的環境について

少子高齢化の進行と経済情勢の変化

日本は、出生率の低下により世界でも例を見ない速度で人口減少・少子高齢化が進んでいます。このような人口減少や少子高齢化は、地域社会の活力を低下させる要素となっています。本市においても、少子高齢化による地域的な居住人口の偏在や社会構造の変化に伴い、一部地域のコミュニティにおける担い手の減少や中心市街地の空洞化が懸念されます。

また、国・地方公共団体の財政の硬直化、少子高齢化に伴う社会保障費の増大により、高度経済成長期のように、すべての公共サービスを行政が担うことが難しくなってきています。

コミュニティのつながりが重視される社会に

戦後の高度経済成長期以降、個人の自由が重視され、個人の価値観や生活様式が多様化する中、コミュニティのつながりが弱体化しているところもありました。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災においては、大地震・津波という未曾有の危機を体験しました。そこから多くの人々が、お互いに助け合うコミュニティの大切さを認識しました。復興に向けたボランティア活動や支援運動において、個人、市民活動団体、事業者または行政等の多様な主体による協働が行われています。

このような多様な主体による協働は、地域課題を解決したり、地域コミュニティを活性化し地域力を向上させる上での原動力として期待されています。

多様な主体が公共サービスの担い手に

これまでは、公共サービスの担い手は行政のみであるという認識が一般的でした。しかし最近ではNPO法人や市民活動団体等による自発的な社会貢献活動が活発化しています。多数の市民や企業が社会活動を行ったり、地域活性化を目的として、住民同士が団結してまちづくり活動を行う事例を目にする機会も多くなりました。地域の実情に精通した住民自身や市民活動団体等の参画により、多様な主体が公共サービスの担い手として、お互いに協力し合って活動に取り組む社会が到来しつつあります。

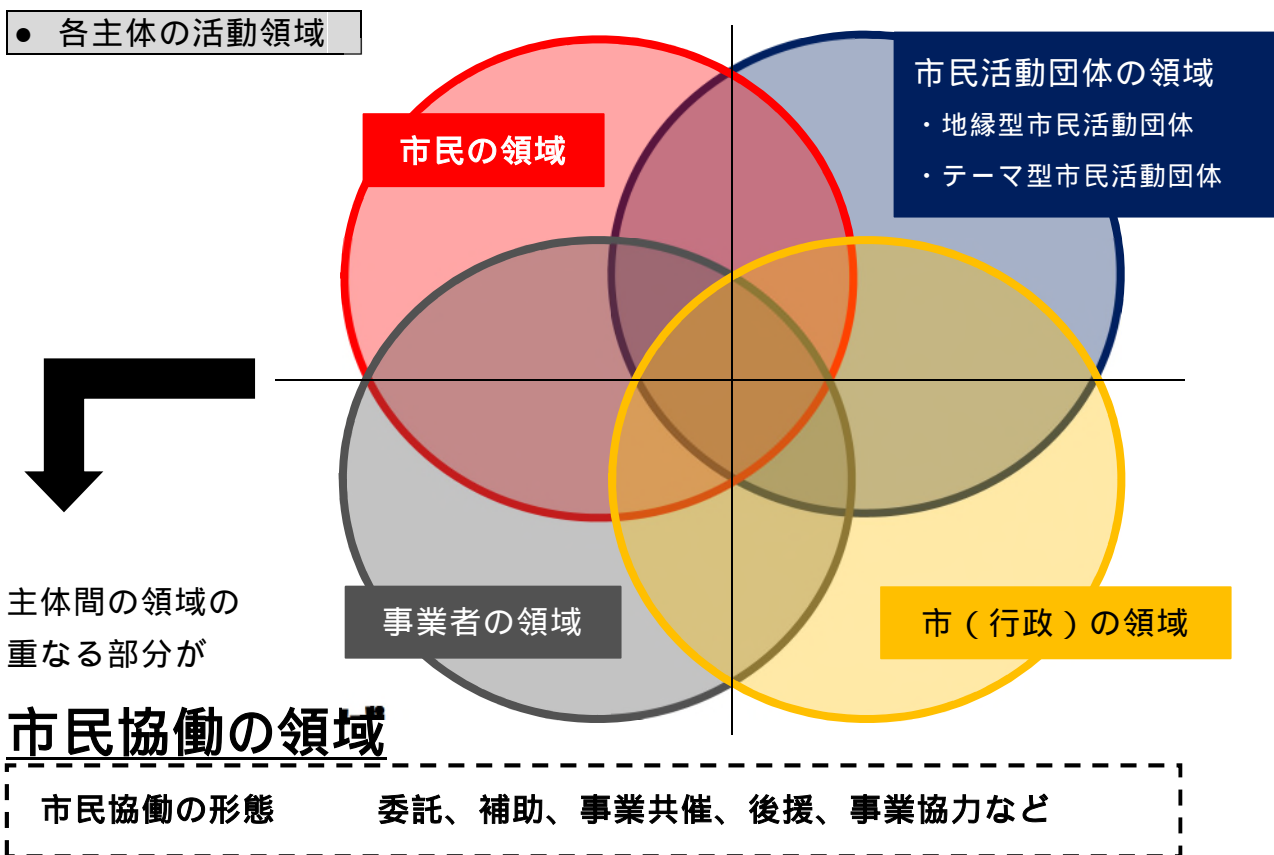
(2) 町内会活動について

町内会は、地域住民が自主的に結成する組織として、地域コミュニティの形成を図るとともに、防災、防犯、環境美化、福祉等の地域の課題解決に向けた地域活動の中心的な役割を担っています。本市における町内会加入率は9割前後と高い水準にあり、町内会活動が十分に機能しており、身近な地域活動が活発に行われているといえます。

また、町内会は本市にとって重要な市民協働のパートナーであり、市内の全総代会を会員とする総代会連絡協議会を通して、本市から市政だよりの配布やちらしの回覧などの広報に関する業務を中心に地域の意見の取りまとめなど様々な行政事務を依頼しています。

3 協働の範囲

市民、市民活動団体（地縁型市民活動団体・テーマ型市民活動団体）、事業者が行っている取り組みや事業には、社会性や公共性を持つものがあり、市が行っている施策や事業と目的、対象が重なり合う領域があります。こうした重なり合う領域を協働で実施できるかどうか検証します。



4 協働に適した事業

市民活動団体等と市が協働を行うことで、新たな公共サービスを提供することが出来る可能性がありますし、また既に市が主体的に行っている事業においても、協働で実施することに適している事業もあります。

(1) 市民参加の促進が必要な事業

- 事業自体に市民参加が必要な事業
- 計画立案など多くの市民を巻き込んで行う必要がある事業 など

(2) 迅速性や機動性が要求される事業

- 災害救援など、市だけでは十分対応しきれない、機動性、迅速性が要求される事業

(3) 先駆性や専門性が求められる事業

- 市にはない特定分野の専門知識やノウハウを必要とする事業
- 先駆的で制度的に対応しにくく、市がこれまでに行ったことがない事業 など

(4) 地域社会との連携が必要な事業

- 防犯、防災、環境保全活動など、地域の課題の解決に地域社会の参加が必要な事業

(5) 市民の多様なニーズにより柔軟な対応が求められる事業

- 市民活動団体等の柔軟性や機敏性を活かして重点的にサービスを行うことが必要な事業
- 公平性や平等性の観点から市が取り上げにくい事業 など

注意点

ここに例示したものは典型的な事業例であり、これら以外にも、協働で実施することで効果が高まる事業もたくさんあると考えられます。

5 協働の原則

協働の取り組みは、市民活動団体等や市、いずれかの一方的な事情や都合で進めるものではありません。共通の課題を共に解決するパートナーとして“協働の原則”に基づいて、段階を踏んで、協力関係を築きながら進める必要があります。

(1) 市民活動団体等と市共通の姿勢

目的・目標の共有

協働事業を行うのは、協働による相乗効果や相互補完によって事業の効果を高め、事業の受益者たる市民に満足度の高い公共サービスを提供するためです。

協働の当事者たる市民活動団体等と市のために協働するものではありません。また、協働すること自体が目的ではなく、あくまでも手段であることを理解する必要があります。

何のために協働するのかという「目的」と、いつまでに（時限性）どれだけの成果をあげるのかという「目標」を明確にし、それを相互に共有する必要があります。

相互理解

市民活動団体等と市が、それぞれの組織の長所や短所も含め、互いの立場と役割、並びに組織文化・行動原理などの特性を認識しながら対話を進める中で、相互理解の促進と相互の信頼関係の形成に努めます。それにより、協働における役割分担を明確にし、責任をもってそれを果たすことが出来るようになります。

対等の関係

相互の自主性・自立性を尊重し合い、対等な関係のもとで協働を進めます。

透明性の確保

協働事業の企画、立案、実施、評価を通じて透明性の確保を重視することにより、双方が社会に対する説明責任(アカウンタビリティ)を果たします。

その際、著作権や個人情報等の保護に十分配慮しながら、情報公開条例や個人情報保護条例の規定に則って情報を積極的に公開します。

評価の実施

目標とした成果が得られたかどうか、協働の効果が生まれたかどうかの観点を中心に、協働事業の結果を相互に評価・点検し、明らかになった課題を次の協働に活かすことで、市民の納得が得られるよりよい協働を目指します。

(2) 市の姿勢

組織横断的な連絡調整

組織横断的な課題にも十分取り組めるよう、組織間の連絡調整に努めます。

情報の共有

市の保有している情報を積極的に公開するなどして、市民活動団体等との情報共有に努めます。

公平性の確保

協働のパートナーを決定するときには、様々な主体間での公正・公平な競争原理を確保し、依存関係や既得権益化につながらないように努めます。

(3) 市民活動団体等の姿勢

守秘義務の厳守

協働の過程で知り得た個人情報等については、守秘義務があることを常に認識します。

公の資金を使う自覚と責任

協働にあたって公の資金を使うことの自覚を持つとともに、市民に対する説明責任(アカウンタビリティ)を果たします。

専門能力の発揮と向上

企画立案、事業実施の段階から、期待されている事業の専門性の発揮や向上に努め、公的サービスを向上させます。

遂行能力の向上

市民活動団体等の特性である自主性、先駆性、柔軟性などを生かせるように努めると同時に、遂行能力の向上を図ります。

6 協働相手の特性

協働により事業を行うには、協働相手の特性や違いを十分に理解しておく必要があります。

(1) 市民活動団体

町内会等（地縁型市民活動団体）

一定の区域に居住している住民で構成され、環境衛生、交通安全、防災、防犯、福祉など日常生活の中での広範囲な問題について活動を行っています。

特性としては、地域性、多様性、共益性、相互扶助などがあげられます。また、市と住民の橋渡しの役割を果たしているなど、地域内での人的ネットワークを持っています。大半が任意団体ですが、法人格（認可地縁団体）を持った団体もあります。

NPO等（テーマ型市民活動団体）

営利を目的とせず（非営利）、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境など）において、それぞれ特定の目的を共有し、その実現を目指して活動しています。自立性、専門性、機動性などの特性があり、多様化した住民ニーズに迅速かつ柔軟に対応することが出来ます。

(2) 事業者

自営性、機動性、専門性、先駆性などの特性を持っていますが、そもそも営利を目的とする事業を行う個人または法人ですので、ニーズがあっても採算が見込めないサービスの提供を行うことは困難です。しかし、最近はCSR（企業の社会的責任）という概念の広がりにより、地域と連携した社会貢献活動、公益活動を行っている事業者も出てきています。

(3) 市

市は公的機関として組織や運営は法令に定められており、税金を原資として事業を実施するため、公平性・平等性を保つことが求められています。また、そこから派生する様々な制約を伴いますが、特性として次のような点が挙げられます。

法令順守による信頼性	法令に基づき運営される組織であるため、NPOのような迅速性や柔軟性に欠けるが、堅実かつ確実である。
公平性 (平等性)	実施される事業が社会全体の利益に配慮するために、公平・平等の立場を順守している。
単年度主義	事業や予算は、単年度ごとに計画され、執行されている。
予算主義	支出を伴う事業の実施については、あらかじめ予算として議会の議決を経ている。
効率性	事業の実施にあたり、最少の経費で最大の効果を挙げることを目指している。

注意点

協働を行う際には、協働する相手方の特徴を尊重することが必要です。
 そして、“協働＝経費削減”ではないということも忘れてはなりません。効率化を図ることで結果として経費削減につながることを期待されるだけで、場合によっては経費が上がることもあります。もちろん、費用対効果を意識した適正なコスト意識を持ち、不要な支出を抑える努力は必要となります。



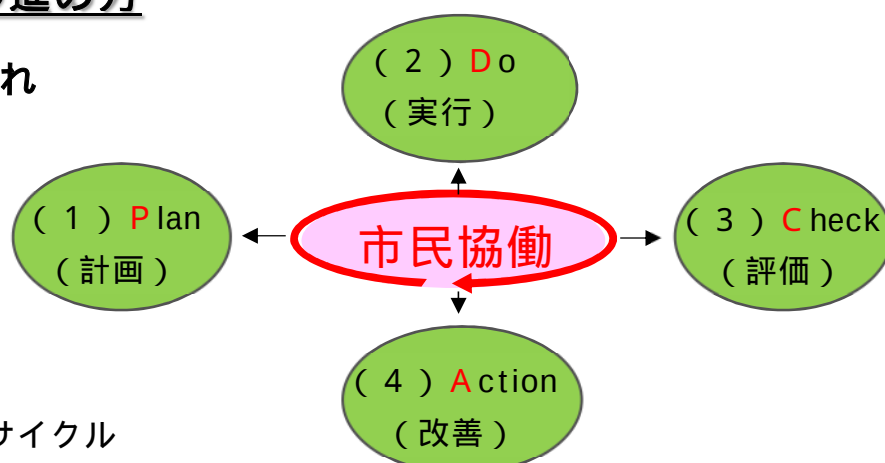
7 本市の政策上の「協働」の位置付け

関係部分のみ抜粋

	使用例
岡崎市 第6次総合計画	基本構想 6 まちづくり基本政策 (1)地域で支えあい安全に暮らせるまちづくり(市民生活・地域社会の充実) 少子高齢化やグローバル化の進展、地方分権の流れの中で、多様化・複雑化している地域課題や市民ニーズに間違いなく対応するためには、市民、コミュニティ組織、NPO、企業、行政など多様な主体が協働してまちづくりを担う社会を実現させる必要があります。 (中略) 新たな社会の担い手となっているNPOやボランティア、社会活動に関わり出した企業などが連携することにより、市民、NPO、企業、行政など多様な主体が協働してまちづくりを担う市民自治を実現します。 基本計画 政策1 市民自治の実現 1-1-1 市民参加・協働の推進 市民協働推進計画に基づき、市民協働を推進し、市民活動団体等とともに自立した協働社会を構築し、豊かで市民力を生かした地域社会を実現します。
岡崎市 市民協働推進条例	前文要旨(2ページ参照) 全文(40ページ参照)
岡崎市 行財政改革大綱	2 改革の視点 (2) 市民との協働による行政 地方分権の進展に伴い、自己決定、自己責任の原則の下、市の諸課題に自主的かつ総合的に取り組み、市民ニーズにこたえることが要求されるため、市民(市民力)と市(行政力)がパートナーとして連携し、市民との協働による行政を推進します。 3 改革の柱 (1) 開かれた市政の推進 市民への多面的な市政情報の提供、政策立案段階からの市民参画などを推進し、市民の意見・意向を的確に反映でき、市民との協働を基本とした開かれた市政を実現します。また、市民、NPO、企業、行政など多様な主体が協働してまちづくりを担う仕組みを構築し、多様化・複雑化している地域課題や市民ニーズに間違いなく対応します。

第2章 協働事業の進め方

1 基本的な事業の流れ



市民協働のPDCAサイクル

(1) 計画(Plan)

現状と課題の分析	...P.12
協働の可能性の検討	...P.12
協働に関する情報収集	...P.12
協働の形態の選択	...P.12
協働の相手を選定	...P.19

(2) 実施(Do)

協働事業を行う双方が事業の目的・成果を共有	...P.20
事業実施	...P.21

(3) 評価(Check)

事業の成果について評価を行う	...P.21
協働のあり方について評価を行う	...P.22

(4) 改善(Action)

評価をふまえて、より良い次の展開へつなげる	...P.22
-----------------------	---------

解説

一般的に事業の継続的な実施や改善を考える際にPDCAサイクルが活用されますが、市民協働事業を行う際も、市民協働の考え方を中心に据えたうえで同様にPDCAサイクルを回して考えることで、事業を改善しながら継続的に実施していくことにつながります。

2 各段階での流れ

(1) 計画(Plan)

現状と課題の分析

- その事業に高い市民ニーズがあるか。
社会経済情勢や市民ニーズを的確に把握し、地域社会の課題解決に有効な事業内容であるか分析します。
- 市が実施、又は関与すべき事業か。
市の政策上の位置付けに沿った事業であるか分析します。

協働の可能性の検討

市が市民活動団体等との協働を検討するに当たっては、その事業が協働で実施することにふさわしい内容であるか否かを検討する必要があります。

- 単独よりも協働で行う方が効果の期待できる事業か。
「協働すること」自体が目的ではなく、協働は、市民活動団体等と市が相互理解し、目的が合致した時、事業を実現するための手段です。それにより市民サービスの質・量の面で向上したり、事業が効率的・効果的に実施されるかを検討します。
- 市民活動団体等の特性が活かされるか。
専門性、先駆性、柔軟性などの協働相手の特性を活かしてより高い効果が期待できるかを検討します。

協働に関する情報を得る

- 協働の担い手が見込めるか。
その事業の分野、地域で活動している市民活動団体等が存在し、協働の担い手になれる可能性があるかどうかを検討します。(23 ページ参照)

協働の形態の選択

- 協働の様々な形態から事業内容にあった手法を選択する。
協働には様々な形態が考えられ、個々の事業目的等に応じて適切な協働形態を選択する必要があります。場合によっては、いくつかの形態を組み合わせで行われることもあります。

各形態の概要、ポイント及び留意点

ア 委託

概要	市が担当すべき分野の事業を、市にはない優れた特性を持つ市民活動団体等に契約をもって委ねる協働の形態で、契約を行う双方が協議を行い役割分担し、納得した上で協定書・契約書（契約約款、仕様書等）を締結するところが「従来の委託」とは異なります。 そして、市が業務を委託する相手方として、市民活動団体等は、「地域性」「専門性」「先駆性」などの優れた特性を有していると言えます。 契約を結ぶことで市民活動団体等と市は協定書、契約書（契約約款・仕様書等）に定められた内容を信義に従い、誠実に履行する義務が発生します。
ポイント	これまで市が自ら行ってきた事業に市民活動団体等の専門性、先駆性、柔軟性などの特性が発揮され、市ではできない創造的・先駆的取組みや、きめ細かで多様なサービスが期待されます。
留意点	・ 共通の目的を常に明確に持つことが重要です。 ・ 委託する業務の内容は、市民活動団体等の「地域性」「専門性」「先駆性」などの特性や能力が発揮できるようなものであることが大切です。市民活動団体等に対する委託を安価な下請けとして扱うのではなく、協働の担い手として対等なパートナーに位置づけます。 ・ 委託料の積算に際し、人件費の必要性を十分に認識し、適正な積算に努めます。 ・ 双方の長所が活かされるように、事前及び実施過程において情報提供や情報交換を行うなど、理解・合意のもとに事業が円滑に執行できるよう努めます。 ・ 市民活動団体等と市の役割に応じた責任をどのように分担するのか、あらかじめ「協定書」で明確にしておくことが必要です。 ・ 市民活動団体等が、第三者等に損害を与えた時（個人情報に係る損害を含む）に、補償等に対応できる保険に加入することを義務づけます。 ・ 契約などの手続きの経験に乏しい市民活動団体等へ配慮するとともに、手続き等について事前に明示する必要があります。

～ 『委託事例』 ～ 子どもの食育健全育成事業

家庭を中心にした食育を推進していく上で、特に重要な時期である子どもの時から食育活動や料理教室を通して食への関心や理解を深め、食の大切さを学んでいただくため、市民活動団体「べじたぶるおばさん」を委託先とし、幼稚園・保育園で園児対象の食育活動や子ども対象の料理教室の開催を実施しました。

委託にあたり、市民活動団体を対等なパートナーとして位置づけ、それぞれの役割分担や委託料等を定めた協定書を締結し、市民活動団体の優れた特性を活かした事業を実施しました。



イ 補助

概要	市民活動団体等が主体となっていく事業に、市が政策目的達成の観点から資金的支援を行う形態です。
ポイント	・市が目的を共有しつつ、行政が取り組みにくい事業を支援することで、事業効果が高まり、多様な市民サービスが期待されます。 ・全体経費のうちの一部経費を公の資金で賄うことで、補助先の専門的な知識や技術を活かしたサービスの提供が可能となります。 ・市民活動団体等の市民活動の幅や可能性が広がります。
留意点	・団体育成への支援でなく、目的共有の上で事業効果を高めるための助成ですので、助成事業の評価を行います。 ・市民活動団体等が市に依存し、自主性・自立性が失われないよう、時限性を持つことが必要です。 ・時限性を持つため、市は、補助対象期間後の市民活動団体等への対応を検討することが必要です。また、市民活動団体等は補助対象期間中に自主財源を確保していくことや関係各課等と調整を図っていくことが必要になります。

～ 『補助事例』 ～ 岡崎市地域協働推進事業費補助金

本市では、小学校校区ごとに学区総代会、学区社会教育委員会、学区福祉委員会など各分野に特化した組織を作り、各学区が自立して地域活動を行っています。これらの地縁組織が行う公益性の高い事業に補助金を交付し、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を支援しています。

行政では取り組みにくい地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を支援し、当事者である各地域がこれらの課題に取り組むことで事業効果も高まり、多様な市民サービスが図られています。

写真は補助事業の一例で、学区総代会が学区の通学路の主要箇所に「こども 110 番の家」の幟旗を設置し、学童の見守りを深めたものです。



ウ 事業共催

概要	共催は、それぞれが主催者となって共同で一つの事業を行う形態です。事業の実施責任や成果は構成するそれぞれの主体が共有します。
ポイント	・事業の企画段階から、各主体の意見を出し合いながら実施することで、相互理解が深まり、信頼関係を築くことも期待できます。 ・参加する各団体が協力することで、それぞれの団体が持っている情報やノウハウ、人的パワーなどを活用でき、市民ニーズに即した企画や、より規模の大きなイベントの実施が可能となり、幅広い参加を促すことができます。 ・市民活動団体等相互の連携を図ることができます。
留意点	・実施段階から市民活動団体等の参加を求めるのではなく、企画段階から、運営、評価に至るまで、可能な限りあらゆる局面で協働関係を保つことが必要です。 ・それぞれの主体が特性を持ち寄り、責任と権限、費用を分担して行うことが望ましいものです。分担の割合は、その事業の性質によって異なるものであり、一律にどの割合がいいというものはありません。 ・市が主導で行う共催事業等であっても、役割分担、経費分担については、「協定書」などに明記するなどして、明確にしておきます。

	・できるだけ幅広い事業で検討しますが、イベントなど多くの人を集める事業に特に向く方法であることを念頭に置くようにします。 ・市民活動団体等側にも主催者としての社会的責任が求められることを確認しておきます。
--	---

～ 『事業共催事例』 ～ 籠田公園芝生化事業

岡崎市の中心に位置する籠田公園は、子どもたちが遊ぶ広場のみでなく、各種イベントの会場として利用されていますが、小石の散乱や砂ぼこりなどの苦情もあり、安全性や快適性に問題が出ていました。これらの問題を軽減し、利用者の安全性や快適性を向上させるための取り組みについてワークショップなどで探った結果、県の補助金（あいち森と緑づくり事業）を活用し、市とともに取り組みを検討していたNPO法人岡崎都心再生協議会（当時）との共催事業により、公園の芝生化に取り組みました。

事業共催により、NPO法人の強みを活かし市民ニーズに即した企画を行い、幅広く大勢の参加者（約100名）の手で芝生化の作業が行えました。

籠田公園芝生化事業では、「事業共催」のほか「補助」も組み合わせて取り組まれました。



エ 後援

概要	市民活動団体等が行う事業に対し、「岡崎市」「岡崎市教育委員会」などの後援名義の使用を認めて、事業を支援する形態です。
ポイント	市民活動団体等の活動が社会的信用性を高め、活動への市民の理解が深まることが期待できます。
留意点	・事業の公益性、社会的有用性に基づき後援を行います。 ・あらかじめ承認・不承認の基準を定めておきます。 ・意見交換の場の設定や事業報告の提出を求めるなど、目的の共有と意思の疎通が必要です。

オ 事業協力

概要	一定期間、継続的に市民活動団体等と市が目的を共有して、市民活動団体等が主体的に行う活動に対し、市が協力（物品の提供、労力の提供、情報の提供、施設の提供、金銭の提供など）する協働形態です。 事業実施にあたっては、お互いの役割分担を明確にした、協定書などを両者で取り交わします。
ポイント	・市民活動団体等の独自性や自立性を前提として、市民活動団体等の特性や能力を活かした関係を構築することができます。 ・市が対応しにくい、きめ細かなサービスの提供が可能になり、市民満足度が高まります。 ・市民活動団体等と市が対等で安定した関係のもとで、事業を検討し実施することができます。
留意点	・市民活動団体等と市の役割の違いを明確にし、お互いの得意分野を尊重し、協働を進めることが重要です。 ・責任が曖昧になる可能性があるため、市民活動団体等と市との間で十分に協議を行い、役割分担・費用負担・責任の所在などを明らかにした「協定書」などを締結しておくことが重要です。

～ 『事業協力事例』 ～ 市内河川流域の清掃と環境保全活動

市内を流れる各河川の流域では、地域住民が一体となり河川美化団体を組織しており、河川環境の保全という地域課題を解決するために地域活動を進めています。

本市では、このような公共性の高い活動が安定して継続されるため、活動団体の独自性や自立性を前提とした役割分担をし、さまざまな内容の事業協力を行っています。

【事業協力の内容】：団体と関係者との連絡調整や助言、事務局としての庶務事務の執行、河川美化団体へ交付される補助金交付など

市内河川流域の清掃と環境保全活動は、「事業協力」のほか「補助」も組み合わせて取り組まれています。



あいち協働ルールブック 2004 では、事業実施段階の協働方法の形態を前述の「委託」、「補助」、「事業共催」、「後援」、「事業協力」などとしており、事業共催や事業協力では、以下のものなどが例示されます。

- 実行委員会

市民活動団体等と市が新しい一つの組織を立ち上げ、そこが主催者となって事業を行う形態で、協議会もこの形態に含まれます。

- アダプト・プログラム

市民活動団体等が道路や公園、河川などの公共用地と養子縁組(adopt)し、里親となって、継続的に清掃美化活動などを進めるプログラムです。活動にあたり、市民活動団体等と市が役割分担などを明確にする協定書等を取り交わす場合もあります。

市民協働の形態としてはこれ以外にも考えられますし、また、公共用地の活用に民間活力を導入する「公的不動産(PRE)活用事業」や公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームである「PPP」など、新たな官民連携の形態が出てきています。

現状これらは、連携する事業者にとって営利活動にあたる場合が多く、一般的な市民協働とは異なるかもしれませんが、市は市民協働に限らず従来の行政手法ばかりではなく、こうした新たな手法についても柔軟に取り入れていく必要があります。

(参考)

ホームページ「あいち協働ルールブック 2004」

運営：愛知県 県民生活部 社会活動推進課 NPOグループ

検索



公的不動産(PRE<Public Real Estate>)活用事業

ホームページ「国土交通省ホームページ」運営：国土交通省

検索



PPP<Public Private Partnership>

ホームページ「国土交通省ホームページ」運営：国土交通省

検索



協働の相手を選定

ア 地縁型市民活動団体と協働する場合

一定範囲の地域を対象としたまちづくりを協働する場合などは、町内会、学区社会教育委員会、学区福祉委員会、学区女性団体、子ども会、老人会などの地縁型市民活動団体を相手とすることになります。その場合、市の協働の相手方として複数の団体が競合する関係にはならないと考えられます。

ただ、その場合も、協働の原則は踏まなければなりません。

したがって、協働事業の担い手として連携を構築するためには、地域のニーズを把握し、地域住民の意思を集約し、自立した運営を行い得る活動組織が存在する必要があります。

市は、そのような地域活動団体と役割分担、費用負担割合などを十分な協議を経て決定した上で、協働事業を推進します。

イ テーマ型市民活動団体と協働する場合

NPOまたはNPO法人などの福祉や環境、教育など特定の目的を共有し、その実現を目指して活動するテーマ型市民活動団体との協働においては、協働相手の選定において公平・公正性、透明性の確保が求められるとともに、団体の専門性、先駆性、創造性などの特性を活かすことができる選定方法を考慮する必要があります。

● 選定基準を明確化する

公平かつ公正な選定のため、協働の相手を選定する基準には、公平・公正性、透明性の確保が必要とされます。

選定基準には次のようなものが考えられます。

(a) 団体の活動目的・活動内容・活動実績

- ・ 市民活動の実施内容、活動地域、受益者の状況
- ・ 今回の協働事業に関連する事業の実施実績
- ・ 行政との協働事業の実績

(b) 事業の実施能力

- ・ 協働事業の計画、予算、人的配置、スケジュール等の妥当性
- ・ 継続的、安定的な事業の実施体制

(c) 財政状況

- ・ 収支の健全性
- ・ 収入確保の安定性
- ・ 適正な会計処理

前述の選定基準に関する視点については、あくまでも例示ですので、協働事業の内容によっては更に付け加えるべき視点があったり、重きをおくべき視点が異なることも考えられます。

- 選定方法を決定する

選定手続きにも、公平・公平性、透明性の確保が必要とされます。

協働事業の内容、協働相手と市それぞれの関わり方は異なるため、選定方法は一樣ではありません。意見交換や協働事業の検討段階で、相手方が選定される場合もありますが、必ずしも意見交換や事業提案を行った市民活動団体等が協働相手となるわけではなく、最も適した相手が選定されるべきです。

- 選定に関する情報の公開

選定の透明性確保のため、選定基準や選定方法、選定結果等についての情報公開をしていくことが大切です。これは、協働を行うための市と協働相手との信頼関係構築に欠かすことのできない重要な作業です。

(2) 実施 (Do)

協働事業を行う双方が事業の目的・成果を共有

- 事業の目的・目指す成果は明確か

協働事業の相手先と協働の原則にそって事業の目的・目指す成果を協議し、共通認識できるようにします。協議は対等で行い、一般にはなじみのない専門用語の使用は避け、お互いが理解できる言葉、共通する用語を使用するよう心掛けます。また、行き違いが生じないように、行政の仕組みや協働の形態などについてもこの段階で理解してもらうよう説明が必要です。

- 双方に協働の意思はあるか

協働事業の双方に協働の原則に沿って事業を進める共通認識があるか確認します。協働事業を始める時点で、中間点、事業の終了時点で評価ができるよう、評価項目を作成しておきます。協働の目的・目指す成果の確認と合わせて、何を、どのように評価を行うのか、協働で事業を行う市民活動団体等と市が一緒に取り決めておきます。

事業実施

- 責任の所在、範囲は明確になっているか

市民活動団体等と市のお互いの持っている資源や情報を持ち寄り、協働事業を進めるうえで、何ができて、何ができないのか等をお互いに洗い出し、協働の形態に照らし合わせて、どちらがどこまでの責任を負うのかを確認します。

- 役割分担の明確化

事業実施内容の役割分担はもちろんのこと、トラブルの対応やリスク管理についても役割の分担を確認しておきます。

- 協働相手との情報交換

事業実施中の進捗状況については、市民活動団体等・市両者がそれぞれ適切に管理するようにし、お互いの進捗状況はもちろんその他協議の場で報告・協議した内容については記録を残し、情報の共有化に努めることも大切です。

また、事業を進めていく中で、当初想定していなかった事態も発生したりします。事業実施中であっても改善すべきと思われる点は改善していくようにします。その場合にも、必ず協働相手と協議します。

(3) 評価 (Check)

協働事業実施後は、事業の成果を把握するための評価を行います。評価には事業内容や成果そのものの評価の他に、協働の手法に対する評価があります。

事業の目的・目指す成果の確認と合わせて、何を、誰がどのように評価するのかを、協働事業を行う市民活動団体等と市とが一緒に取り決めておきます。また、事業の評価にその事業の受益者の意見を取り入れることも有効です。

事業の成果について評価を行う

協働事業開始時点に定めた評価項目にて事業内容・成果を振り返ります。事業を実施したことにより、どれだけの成果があり、どのような課題があったか、という観点から評価し、事業結果をまとめます。市民活動団体等と市の両者が共に意見を持ち寄って、事業の成果を多方面から分析します。

協働のあり方について評価を行う

一般的な事業の評価とは別に、「協働の原則」に照らして、よい協働関係を構築できたかどうかについて、個々の事業結果を評価します。

協働事業は、協働相手と目的を共有して対等な立場で行うものですから、市だけでなく、協働相手先も協働事業の評価に加わります。評価はそれぞれが自己評価を行った後、両者で相互評価を行います。

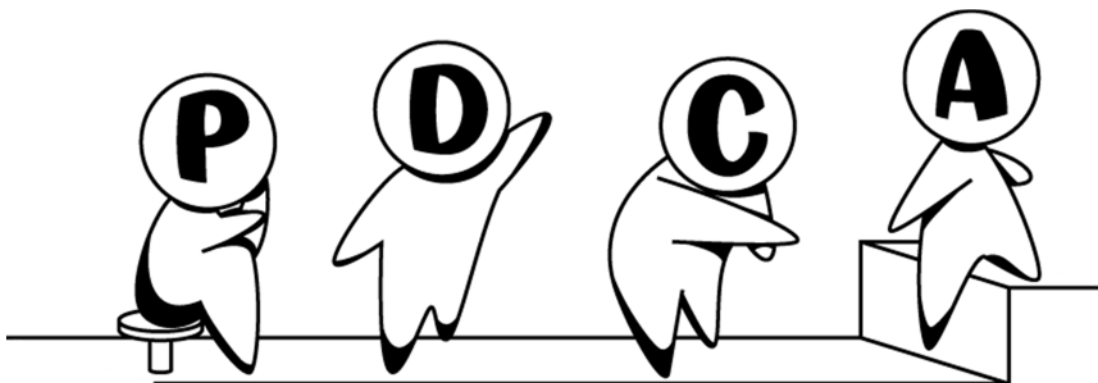
また、協働事業の場合、上記のように事業成果そのものと、協働という手法との両方について評価を行い、それぞれの内容を今後の事業展開に反映させることが重要です。

(4) 改善 (Action)

評価をふまえて、より良い次の展開へつなげる

評価は、次の事業改善に向けた手段といえます。

両者が評価結果を基に、課題等を整理し、事業継続の適否、内容や協働相手の見直しなどについて検討することで、より良い次の展開につなげていきます。



資料

1 市民協働、市民活動団体、市民活動に関する情報収集

同じ分野にある市民活動団体との関係を持つなど、日頃から市民活動団体等や市民協働事業についての情報収集を行いましょう。

岡崎市役所ホームページ「市民協働推進課」、「自治振興課」

検索

本市の市民協働推進に関する施策の主な担当課です。

岡崎市役所ホームページ「おかざきの市民活動団体ガイドブック」制作：市民協働推進課

検索

本市では、市民活動を支援する施策の一つとして、ガイドブックを作成し、市民の皆様に、市内で活動する市民活動団体の情報を提供しています。

岡崎市役所ホームページ「地域交流センター」所管：市民協働推進課

検索

地域交流センターは、市内5箇所にあり、市民活動、地域活動を応援する施設です。活動場所の提供や各種相談業務、印刷機器の貸し出しなどを行っています。

ホームページ「おかざき市民活動情報ひろば」運営：特定非営利活動法人 岡崎まち育てセンター・りた

検索

「おかざき市民活動情報ひろば」では、本市に登録している様々な市民活動の活動内容やイベントを紹介しています。サイトを通じて団体情報の検索や、イベントの参加申込みができます。

ホームページ「特定非営利活動法人 岡崎まち育てセンター・りた」

検索

岡崎まち育てセンター・りたは、市民自治を進めるため、「新しい公共」の理念を社会に浸透させ、「持続可能な社会」につながるまち育てを進め、協働型社会の実現を目指すNPO法人です。地域交流センターの指定管理者や「おかざき市民活動情報ひろば」の運営をはじめ、本市の協働によるまちづくりに幅広くかかわっています。

ホームページ「あいちNPO交流プラザ」運営：愛知県 県民生活部 社会活動推進課NPOグループ

検索

NPOや企業、大学、行政など様々な団体が情報交流できる「情報交流ひろば」の運営やNPO法人の情報紹介、NPO支援・協働施策の紹介などを行っています。

ホームページ「内閣府NPOホームページ」運営：内閣府

検索

NPO法人制度や手続きの解説、特定非営利法人に関する情報公開、ボランティア団体のイベント情報の提供等を目的として、内閣府が運営しています。

2 本市における協働への取り組み実績

市民協働の実績（所管：市民協働推進課）

本市では、福祉、まちづくり、環境保全、子育て支援、地域安全などの様々な分野で市民協働に取り組んでいます。

庁内実績調査を行った結果、市全体で行われている市民協働を推進するための施策（以下の6項目の取り組みを調査）は、平成27年度取り組み件数179件、決算額876,576千円で市民税決算額の約2.8%となっています。

市民協働への取り組み実績（平成27年度）		
市民協働の項目	件数	決算額（円）
委託	28	424,181,917
補助	47	353,071,711
事業共催	11	2,925,903
後援	13	53,150
事業協力	48	89,244,276
その他	32	7,099,996
総計	179	876,576,953

平成26年度の取り組み実績から市民協働の項目について、「あいち協働ルールブック2004」で定める5項目に「その他」を加えた6項目へ見直しました。

平成25年度までの取り組み実績は下記の項目によりました。

・市民参加事業	・市民参画事業	・市民協働事業
・助成金、補助金交付事業	・物的支援事業	・市民活動団体への委託事業
・表彰	・後援	・研修、講座
・会議	・情報発信	・市民登録制度

最近 3 年間の市民協働の実績の推移

年 度	件 数	決 算 額	市民税に占める割合
平成 24 年度（旧項目）	186 件	657,770,354 円	約 2.3%
平成 25 年度（旧項目）	207 件	726,510,083 円	約 2.5%
参考 平成 25 年度（新項目）	176 件	723,362,000 円	約 2.5%
平成 26 年度（新項目）	187 件	750,653,119 円	約 2.5%

市民協働の項目について

項 目	内 容
委 託	行政と相手団体とが対等な立場である委託により実施する取り組み（P.13～14）
補 助	行政が相手団体に対し補助金や助成金などの財政的支援を行い実施する取り組み（P.14～15）
事業共催	行政と相手団体との共催により実施する取り組み（P.15～16）
後 援	相手団体の実施する事業の趣旨や目的に行政が賛同し、後援名義を出す取り組み（P.16）
事業協力	行政と相手団体の双方で役割分担をしながら、協力しあって実施する取り組み（P.17）
そ の 他	市民協働のうち、上記 5 項目に該当しない取り組み

（参考）

岡崎市役所ホームページ「市民協働の実績」制作：市民協働推進課

検索

関連資料

上記の市民協働への取り組みの中で、さらに市民協働を広く推進し理解を深めていくため、本市が地域活動事業に取り組み始めた平成 23 年度以降に実施をした実績のある取り組みを多数紹介した「市民協働事例集」を作成しております。

新たに市民協働に取り組みたい方や、よりステップアップした取り組みを行う際の参考としてご活用ください。

岡崎市役所ホームページ「市民協働事例集」制作：市民協働推進課

検索

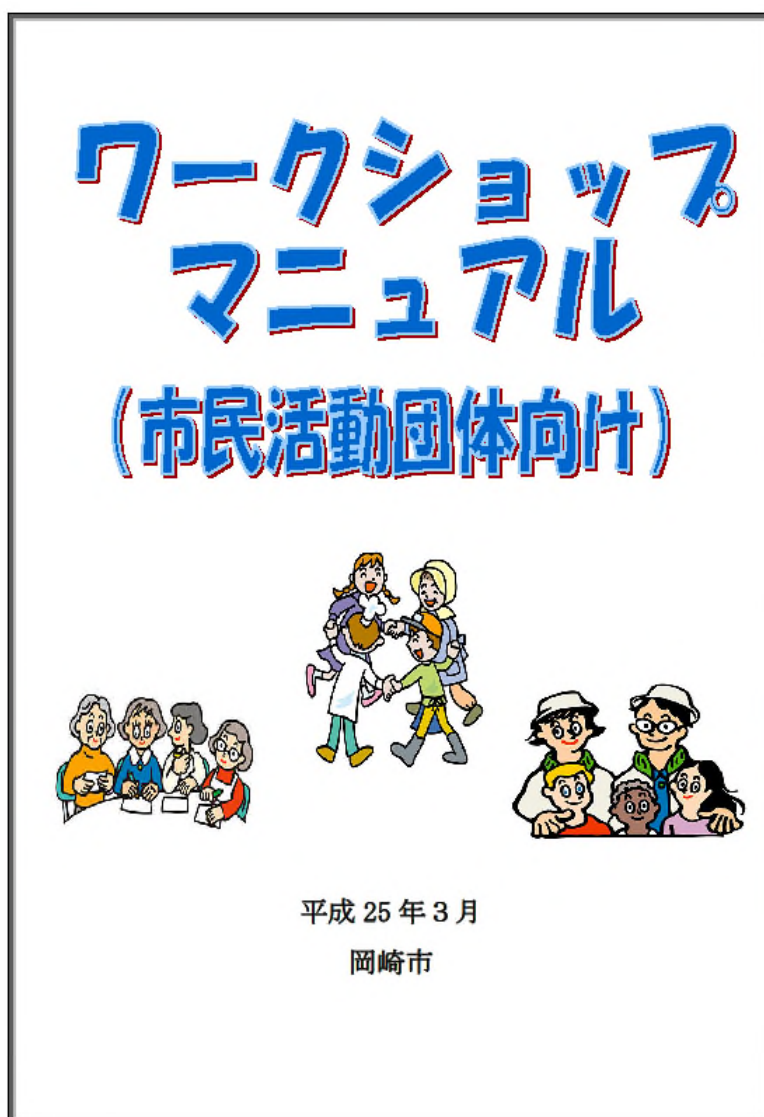
3 ワークショップの手法紹介

ワークショップとは、講師からの一方的な講義やセミナーとは違い、参加者自らがアイデアを出し合い、情報を共有し、意思決定を行うものです。

本市では、市民参画の有効な手法のひとつであるワークショップを、職員自らの手で開催・運営できるようにするため「ワークショップマニュアル」を作成しています。

- ◆ 岡崎市役所ホームページ「市民活動団体向けワークショップマニュアル」
制作：市民協働推進課

検索



4 協働事業推進施策

市民協働推進課では、市民活動団体の育成支援と市民協働を全庁的に推進するため、様々な分野で活動する市民活動団体への資金助成や提案事業の委託を行っています。

(1) 岡崎市民公益活動事業費補助金（所管：市民協働推進課）

市民活動団体が実施する公益的な活動に必要な経費の一部を補助します。

- 目的

岡崎市民公益活動事業費補助金は、岡崎市市民協働推進条例の理念を踏まえ、多くの市民サービスが提供される豊かな市民社会を築くために、市民による不特定多数の利益の増進に寄与する活動及び社会貢献活動に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することで、財政的支援の拡充を図り、市民活動団体の活動の支援及び促進を図ることを目的とします。

- 補助対象団体

岡崎市の登録を受けた市民活動団体

- 補助対象事業

自立支援型

5万円を上限（事業に要する経費の8割以内）

市民活動を開始した団体が、自立を促進するための支援をするタイプです。

この補助金の交付を受けて3年未満の団体に申請資格があります。

事業支援型

20万円を上限（事業に要する経費の5割以内）

団体が地域の課題解決のために行う、または市民サービスを高める社会貢献活動を支援するタイプです。

概ね3年以上の活動実績を有する団体に申請資格があります。

なお、1団体3回を限度とします。

- 岡崎市役所ホームページ「市民公益活動事業費補助金事業」

検索



(2) 岡崎市市民協働事業（所管：市民協働推進課）

市民活動団体と本市が協力し、役割分担して提供する市民協働事業に対し、市民協働推進課で計上する事業予算の範囲内で本市の各課等からの提案に基づき実施するものです。

- 目的

各課が実施する事業のうち、行政だけでは十分に成し得ない公共サービスを市民活動団体と本市が協力し役割分担して提供する事業について、本課で予算計上することでその事業の遂行を促進し、もって市民協働を推進することを目的とします。

- 募集事業

地域的な課題の解決に貢献するもの

市民活動団体と市が事業目的を共有できるもの

市民活動団体と市が対等な関係で協力し、役割分担できるもの

単独で行うよりも、協働で行ったほうがより大きな成果が期待できるもの

その他市民協働の推進に必要と認められる事業

- その他

実施期間：単年度を原則

市民活動団体の自主・自律性と公平性を確保するため市民協働推進課予算における同一団体との市民協働事業は3回を限度とする

協定の締結：協働相手の団体と事業目的、役割分担等を定めた協働協定書（P29,30）を締結すること

市民協働推進条例及び「あいち協働ルールブック 2004」の理念に基づいて事業を実施すること

「行政から NPO への委託事業の積算に関する提言」の趣旨に沿って積算すること

「岡崎市市民協働事業評価シート」（P34～36）に基づき事業の検証を行うこと

岡崎市ホームページなどにおいて、事業に関する情報を積極的に公開することにより透明性の確保を図ること

市民協働事業に関する協働協定書

事業に関する協働協定書（案）

〇〇（以下「甲」という。）と岡崎市（以下「乙」という。）は、事業（以下単に「事業」という。）を実施するにあたって、岡崎市市民協働推進条例の理念に基づき、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、事業を実施するにあたって、甲と乙双方が互いに理解、尊重し、協働することで、行政だけでは成し得ないきめ細やかで柔軟なサービスの提供を行うために、必要な事項を定めるものとする。

（事業目的の共有）

第2条 甲及び乙は、互いの特性を理解し、自主性と自立性をもって対等な関係で事業に取り組むことにより、～～～という事業目的を共有する。

（事業の概要）

第3条 甲及び乙は、両者協議の上定めた事業目標及び事業計画書に基づき、次の事業を実施する。なお、計画の変更が生じる場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

(1) 事業名

(2) 事業内容

(3) 事業期間 この協定を締結した日から 年 月 日までとする。

（役割及び責任分担等）

第4条 甲及び乙は、それぞれ次の各号に定める役割を分担し、その役割について、それぞれの責任で行うものとする。

(1) 甲

(2) 乙

2 甲又は乙は、その責めに帰する理由により、事業に関し、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（委託料）

第5条 業務の委託料の金額は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、金 円）とする。

（成果の帰属）

第6条 本協定による協働事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果については、甲及び乙の双方に帰属するものとする。ただし、甲及び乙の各々に既に帰属している成果は除くものとする。

(委託料の支払)

第 7 条 甲は、業務が完了したとき又は概算前払金の請求をするときは、支払請求書を乙に提出するものとする。

2 乙は、適正な支払請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を甲に支払うものとする。

(事業の実施)

第 8 条 甲及び乙は、事業目標及び事業計画に基づき、事業の適正な執行に努め、定期的に事業進捗状況の確認を実施し、必要に応じて事業計画の改善を図るものとする。

2 甲及び乙は、岡崎市市民協働事業評価シートに基づき、事業の検証を実施するものとする。

(個人情報等の取り扱い)

第 9 条 甲及び乙は、事業の実施にあたって個人情報等知り得た情報を第三者に漏洩しないよう、必要な措置を講じるものとする。

(公開の原則)

第 10 条 事業に関する事項は、公開を原則とする。

(協定書の有効期限)

第 11 条 この協定書の有効期限は、契約の日から 年 月 日とする。ただし、協働の検証・評価、公開の原則、個人情報等の取り扱いについてはこの限りでない。

(その他)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は速やかに協議を行い、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、この証書を 2 通作成し、当事者記名押印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲

乙

市民協働事業計画書

市民協働事業計画書

平成 年 月 日

事業に関する協働協定書に基づき、〇〇と岡崎市が協議し、「 事業」について次のとおり計画します。

1 事業目標

2 事業の実施予定

期 日	事 業 名	場 所	人 数	内 容

3 収支計画

	項 目	内 訳	金額（円）
収 入			
収入 計			
支 出			
支出 計			

2 収支状況

	項 目	内 訳	決算額（円）
収 入			
収入 計			
支 出			
支出 計			
差 引			

3 事業実施の成果

--

岡崎市市民協働事業評価シート

岡崎市市民協働事業評価シート

記載例

市民活動団体名	〇〇川を美しくする会	☒	記入年月日
市担当課名	市民協働推進課	☐	平成25年3月 日
事業の提案者	市民活動団体 市		このシートを記入した方に チェックを入れてください。

【評価シートの活用】

- ・このシートは、**協働の当事者双方**が作成し、取組過程をチェックしたり、事業実施後、評価して事業の改善に活用するものです。
- ・概要を市民協働推進課でとりまとめ、ホームページ等で公開し、今後の協働事業を進める上での資料として活用を図ります。

事業名	〇〇川草刈一斉清掃			☐ 新規 ☒ 継続(5 年目)
事業目的	〇〇川の草刈一斉清掃を行うことにより環境美化、景観保全を図るとともに、清掃に参加する流域住民、ボランティア参加する市民の環境美化に対する意識を啓発する。			
成果目標	・〇〇川の草刈一斉清掃を行う。 ・多くの流域住民、各種団体、事業所に参加を呼びかけ、多くの市民に参加していただく。			
事業内容	9月第2日曜日に、〇〇川(吹矢橋～殿橋)の草刈一斉清掃を行う。			
役割分担	市民活動団体	草刈実施方法の決定 流域住民への参加呼びかけ 当日参加者への作業指示		
	市	各種団体、事業所等への参加案内 収集車の手配(岡崎土木災害安全協会、中央クリーンセンター等) 事前草刈の調整 職員の参加		
事業費 (市予算)	0 円	期間	平成24年4月1日 ~ 平成24年9月30日	

【協働事業評価】

○評価基準

- ・5点:大変よくできた(達成度:80~100%)
- ・4点:よくできた(達成度:60~80%)
- ・3点:できた(達成度:40~60%)
- ・2点:あまりできなかった(達成度:20~40%)
- ・1点:できなかった(達成度:0~20%)

■ 計画段階

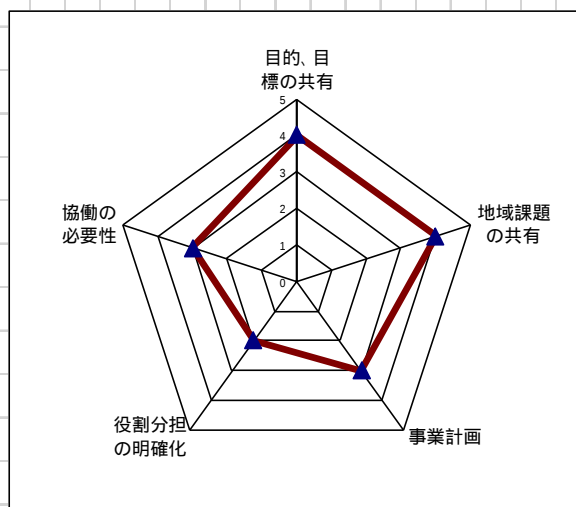
番号	評価項目	評価内容	評点
1	事業目的、成果目標の共有	事業目的、成果目標を共有することができましたか。	4
2	地域課題の共有	事業によって解決すべき地域課題を共有することができましたか。	4
3	事業計画	具体的な実施計画を設定し、共有することができましたか。	3
4	役割分担の明確化	話し合って役割分担を決めることができましたか。	2
5	協働の必要性	相手と一緒に協働事業を行うことの意義・効果について、十分に話し合いましたか。	3

■ 事業実施段階			
番号	評価項目	評価内容	評点
6	進捗状況の管理	事業を計画通り実施することができましたか。(必要に応じて修正しながら進めることができましたか。)	4
7	対等の関係	相手の立場や特性を理解し、率直な意見交換のもとお互いに対等な立場で事業を実施することができましたか。	3
8	相互理解	会計のルール等、お互いの組織内部の取り決めについて理解し、事業を実施することができましたか。	2
9	取り組み姿勢	相手に任せきりにせず、お互いが役割を積極的に果たすことができましたか。	2
10	関係団体・部署との連絡調整	必要に応じ、関係団体・部署などを巻き込みながら事業を進めることができましたか。	4
■ 事業効果			
番号	評価項目	評価内容	評点
11	情報発信	事業の進捗状況をホームページ、会報などで市民に発信することができましたか。	2
12	事業の検証	相手と事業成果について話し合う機会を持ちましたか。	3
13	事業目的、成果目標の達成	事業目的、成果目標を達成することができましたか。	5
14	市民ニーズの充足	地域課題を解決する等の市民(受益者)のニーズを満たすことができましたか。	4
15	協働の取組による効果	それぞれが単独で実施する場合と比べて、協働で事業を行うことがより高い事業効果につながりましたか。	4
【事業目的・成果目標の達成状況】			
9月 日に草刈一斉清掃を行い、流域の環境美化、景観美化を図ることができた。参加者についても、流域6学区住民・各種団体・事業所等30団体、約2,000人という多数の方に参加していただくことができ、市民の環境意識の向上につながるものと考えている。			
【それぞれが単独で実施する場合と比べて、協働で事業を行うことによって得られた効果】			
市の協力によりパッカー車の手配、作業路等の事前草刈りが行われ、清掃を効率的に短時間で行うことができた。また、市が参加団体への案内を行うことで、団体の協力が得られやすかった。 地元の実情を把握している地元総代会長を中心として運営している会が流域住民への参加呼びかけを行うことで当日の作業指示、流域住民への参加呼びかけをスムーズに行うことができた。			
【今回の協働事業に対する感想等(良かった点・課題・提案など)】			
(課題・提案) ・もっと多くの団体に参加していただけるよう、広く周知していきたい。周知方法を検討する必要がある。 ・事前打ち合わせの中で役割分担について明確に決めていなかったため、当日収集車の誘導方法に混乱が生じた。			

【以下、自動入力】

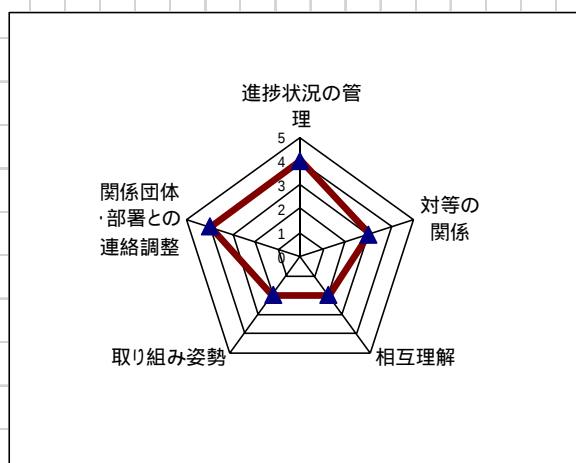
■ 計画段階

番号	評価項目	評点
1	事業目的、成果目標の共有	4
2	地域課題の共有	4
3	事業計画	3
4	役割分担の明確化	2
5	協働の必要性	3



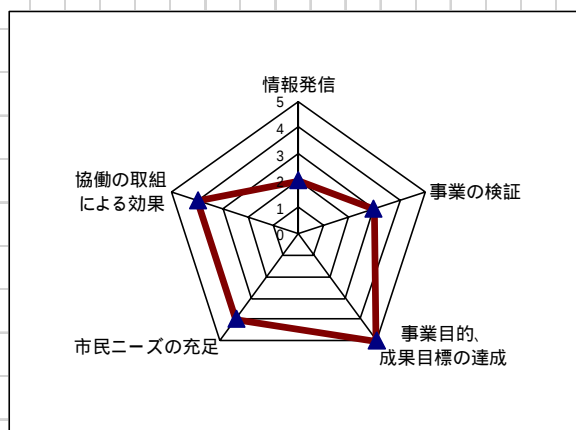
■ 事業実施段階

番号	評価項目	評点
6	進捗状況の管理	4
7	対等の関係	3
8	相互理解	2
9	取り組み姿勢	2
10	関係団体・部署との連絡調整	4



■ 事業効果

番号	評価項目	評点
11	情報発信	2
12	事業の検証	3
13	事業目的、成果目標の達成	5
14	市民ニーズの充足	4
15	協働の取組による効果	4



5 市民活動団体への委託の進め方

協働の形態の中でも、特に「委託」は、市が主体となって実施する公共サービスを市民活動団体の特性を生かして、より効率的、効果的に事業を執行できるものとして期待できます。ここでは、市民活動団体への事業委託の進め方について説明します。

(1) 実施手順・方法

委託料の積算

委託料の積算については、委託事業の対価が十分に確保されたものでなければなりません。対価が適正に積算されない場合、市民活動団体の運営に必要な経費が不足し、市民活動団体は安定的に活動することが出来なくなることが考えられます。今後、協働事業がさらに増加し、長期的な事業も増加していくことが予想される中で、質の高い公共サービスを継続的に提供できる担い手としての市民活動団体を育成するためにも、適正な委託料の積算が必要になります。

委託料の積算について、あいちNPO交流プラザが「行政からNPOへの委託事業の積算に関する提言」を作成していますので積算の際に、ご活用ください。

◆ ホームページ「行政からNPOへの委託事業の積算に関する提言」
運営：愛知県 県民生活部 社会活動推進課NPOグループ



設計書雛形

設 計 書							
業 務 名							
業 務 場 所							
業 務 概 要		下記内訳のとおり					
業 務 委 託 費							
業 務 費 内 訳 表							
費 目	区 分	内 容	数量	単位	単 価	金 額	摘 要

協議書等の作成

協働事業の協議書等は、行政の一般的な契約書を押し付けるものであってはいけません。協働相手同士が十分な調整を行い双方同意のうえ、協議書・契約書（契約約款・仕様書）を取り交わします。

協議書等は、岡崎市市民協働事業で用いている市民協働事業に関する協働協定書・市民協働事業計画書等（29,30 ページ、31～33 ページ）を参考に作成します。

委託理由の合理的説明

市民活動団体を委託先とすることについて、合理的な説明も必要になります。第2章で記載した協働相手の選定基準（19,20 ページ参照）とあわせ以下のような観点から説明します。

- 市民活動団体の持つ専門性、先駆性、柔軟性などにより、市にはない創造的かつ先駆的な企画や取り組みが期待できる。
- 市民活動団体の専門性・柔軟性が発揮でき、きめ細かで多様なサービスを提供できる。

また、市民活動団体の活動力を高めていくうえで、参入機会の均等化を図ることや競争性を取り入れていくことも必要になります。

その他、継続して委託する場合、市民活動団体が委託事業に財源を依存することにより独自性や自立性を損なわないよう配慮することも大切です。

事業の完了及び履行確認

従来の委託事業と同様に、完了届及び実績報告書等の提出を原則とします。市民活動団体は、行政の手続きに不慣れであることも考えられるため、事業完了の確認は市の検査を持って行うことや、事業完了後の書類提出などの手続きについて事前に十分説明し、市民活動団体の理解を得ておくことが大切です。

また、実績報告書等の提出については、市民活動団体に過度の負担をかけないように必要最小限のものにするよう心がけます。

(2) 評価・改善

事業実施後は、次回の事業の改善につなげていくため、市民活動団体と市の双方で、目的・目標が達成できたかどうか、役割や責任の分担は妥当であったか、協働方法は適切であったかなどの観点から、実績結果を評価・点検し、事業実施の課題・問題点や今後の協働事業の改善策を相互に確認し合うことが必要です。岡崎市市民協働事業で用いている岡崎市市民協働事業評価シート等（34～36 ページ）を用いて、双方で事業の評価を行います。

6 岡崎市市民協働推進条例

○岡崎市市民協働推進条例（全文）

平成 21 年 3 月 27 日

条例第 8 号

本市は、豊かな水と緑に囲まれた環境の中、城下町、宿場町として古くから栄え、良好な地域社会を築いてきました。私たちは、将来においてもこの環境を守り、地域社会を育てていかなければなりません。

しかしながら、従来の行政手法の継続では、少子高齢化社会を始めとする地域社会の変化や、今日の多様な価値観とそのニーズの変化に対応した公共サービスを提供していくことが難しくなっています。また同時に、市民への説明責任や市民満足度の向上を果たすことが求められています。

今後の公共サービスのあり方としては、市民協働を推進することにより、地域社会における必要な施策、活動、各種事業などの取組に市民の声を届かせることが必要であり、市民・市民活動団体・事業者・市が対等な立場で助け合い、支え合い、分かち合いの相互の関係を持ち、それぞれが自立していかなければなりません。

市民協働の根本にあるのは、お互いの立場を尊重する思いやりです。そして、思いやりを持った、やさしさを感じる社会を築き、真に豊かで暮らしやすい、市民が主体のまちを育てることが必要です。

市民協働の推進は、お互いが思いやりを持つことにより、各主体だけでは成し得ない創造的状況を期待するものです。そして、安心して住み続けられる、ぬくもりのある人間性豊かなまちを育て、本市の伝統や文化、自然を守り、市民に愛される地域社会を持続し、発展させ、さらには、子どもたちに明るい未来を残すため、市民協働を推進する条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、市民協働の推進について基本的な理念を定め、並びに市民、市民活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市民協働に関する施策及び市民活動の基本となる事項を定めることにより、これらを総合的かつ計画的に推進し、もって市民協働の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民協働 市民、市民活動団体、事業者及び市が対等の立場で相互の関係をもち、地域における公共的活動について、各主体だけでは成し得ない創造的状況が生まれることをいう。

(2) 市民活動 不特定多数のものの利益の増進に寄与する活動又は良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 営利を目的とするもの

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするもの

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

エ 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下エにおいて同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

オ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの

(3) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。

(4) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、地域の発展のために、市民活動に参加し、協力するよう努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第 4 条 市民活動団体は、自主性をもって市民活動を推進するとともに、その活動が広く市民に理解されるよう、市民活動に伴う情報を公開するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 5 条 事業者は、地域社会の一員として、市民協働に関する理解を深め、自発的にその推進に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第 6 条 市は、市民協働によるまちづくりの推進に関する施策に、総合的かつ計画的に取り組むよう努めるものとする。

(基本施策)

第 7 条 市は、市民協働及び市民活動を推進するため、次の施策について積極的に取り組むものとする。

(1) 市民協働に関する情報の収集及び提供

- (2) 市民活動の支援及び推進
 - (3) 市民活動団体等の連携の推進及び強化
 - (4) 市民活動拠点の充実
 - (5) 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり、財政的支援等
 - (6) 前各号に定めるもののほか、市民協働及び市民活動を推進するため市長が必要と認めるもの
- (市民協働推進委員会)

第 8 条 市は、市民協働の推進に関する必要な事項を審議するため、岡崎市市民協働推進委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、市民協働の推進に関する重要事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。
- 3 委員会は、10 人以内の委員をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(登録制度)

第 9 条 市は、市民活動団体に関する活動の促進、市民活動団体等の連携及び情報の共有等の市民活動団体への活動支援を効果的に行うため、市民活動団体の登録制度を設ける。

- 2 市民活動団体は、規則で定める要件を備えることにより、市の登録を受けることができる。
- 3 前項の規定により登録を受けた団体は、第 7 条に規定する基本施策に基づき実施する市の支援を受けることができる。
- 4 市は、規則で定める要件に該当しなくなった市民活動団体について、その登録を取り消すことができる。

(規則への委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に岡崎市地域交流センター条例(平成 16 年岡崎市条例第 36 号)第 2 条第 2 項の規定により登録を受けている市民活動団体は、第 9 条第 2 項の規定により登録を受けた市民活動団体とみなす。

(岡崎市地域交流センター条例の一部改正)

- 3 岡崎市地域交流センター条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(岡崎市図書館交流プラザ条例の一部改正)

- 4 岡崎市図書館交流プラザ条例(平成 19 年岡崎市条例第 58 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

参考文献

- 協働ってなんだろう？ / 旭川市 / 2009.3
- 市民と行政の協働に関する職員用てびき / 広島市 / 2006.3
- 市民活動団体との協働事業の手引き / 国分寺市 / 2007.5
- 市民協働推進の手引き / 福井市 / 2009.4
- 市民活動団体と大垣市の協働を推進するための市民協働マニュアル / 大垣市 / 2012.3
- 仙台協働本（せんだい・こらぼん）-協働を成功させる手引き / 仙台市 / 2005.1
- 職員のための協働ハンドブック 第3版 -新しい時代にふさわしい創意にみちた協働のまちを目指して-入門編 / 八王子市 / 2005.4
- 協働事業を目指すNPOと行政のための協働事業推進マニュアル / 静岡市 / 2011.3
- あいち協働ルールブック2004～NPOと行政の協働促進に向けて～ / 愛知県 / 2004.5
- 行政からNPOへの委託事業の積算に関する提言 / 愛知県 / 2007.10
- 岡崎市市民協働推進計画 / 岡崎市 / 2010.3
- 第2期岡崎市市民協働推進計画 / 岡崎市 / 2015.3
- 岡崎市第6次総合計画 / 岡崎市 / 2009.3
- 岡崎市行財政改革大綱 / 岡崎市 / 2015.2

市民協働の手引き

発 行 日：平成 29 年 4 月

編集・発行：岡崎市社会文化部市民協働推進課

〒444-0059

岡崎市康生通西4丁目71番地

電 話：0564-23-3110

FAX：0564-23-3165

E-mail：shiminkyodo@city.okazaki.lg.jp

ホームページ：<http://www.city.okazaki.lg.jp/index.html>

本手引きは、市ホームページの市民協働推進課のページで御覧いただくことができます。